

令和5年度

6月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和5年6月29日

1 開 会 14時00分

教育長から、「臨時代理報告第5号」については、個人情報が含まれるものであることから、「議題第8号」及び「議題第9号」、「議題第10号」、「議題第11号」、「議題第12号」、「議題第13号」、「その他④」「その他⑤」については、後日公表されるものであることから非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和5年度5月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 臨時代理報告第4号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課長、高校教育課長、特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

島原委員

「世界と繋がろう!高校生海外留学支援事業」の目的が素晴らしいと思います。特に、若者が世界の状況を見て、今後の日本の在り方を考えるという意味では、とてもよい施策だと思います。できる限り多くの生徒に参加してもらいたいと思います。

実践体験期間はどれくらいなのでしょう。また、実践体験期間を更に増やすことはできるのでしょうか？

課長

実践体験期間については、欧米コースもアジアコースも10日間で考えているところであります。

島原委員

10日間は必要だと思います。期間と人数を考慮した上で、多くの生徒に参加してほしいと思います。参加した生徒がどのように他の人に留

学経験を伝えていくのかということが重要だと思っておりますので、そういったことも考慮しながら、できる限り若者の目を世界へ向けさせるという機会をつくっていただけるとよいと感じます。

高校教育課長

多くの生徒に参加してほしいとありましたが、国が行っている「トビタテ!留学JAPAN」も活用しながら、県としてもできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

また、参加した生徒が広げるということは、とても大切な視点だと思います。例えば、参加した生徒が、それぞれの学校の多くの生徒の前で成果を発表したり、ひなたグローバルキャンプや留学支援フェアなどの機会をとおして発表したりすることで、他の生徒にも留学経験を広げていきたいと考えております。

島原委員

参加した生徒が、海外の方とのつながりを継続して行ってほしいと思います。

松山委員

私も、「世界と繋がろう!高校生海外留学支援事業」は、素晴らしい事業だと思います。選ばれる生徒だけではなく、送り出す学校側も報告会等を実施することで、選ばれなかった生徒たちも将来の夢をもてる素晴らしい事業だと思います。

確認ですが、目的の中の「地域や県内企業を支える」とは、事業をとおして、どのように研究していくのでしょうか。また、海外派遣を経験した生徒は、将来の進路に向けて、こういった支援を行ってもらえるのでしょうか。

高校教育課長

「地域や県内企業を支える」ということについては、グローバル感覚を醸成する教育研究開発において、県内産業界の中の留学経験者から、技術指導や話を聞く機会を設け、県内の企業の魅力にも気付いてもらう機会にしたいと考えております。

卒業後の進路については、世界とのつながりを実感して、視野が広がることも踏まえて、学校でもしっかり指導したいと考えております。

松山委員

地域や県内企業を支えるといった視点は大事だと思いますし、10日間の貴重な経験から帰った後の、進学の方法や入試のフォロー等について、学校でしっかりと行ってもらえるとういと感じます。

高校教育課長

留学している10日間で、学習の遅れを出さないように指導するなどのフォローをするとともに、この事業についての理解を深められるように、各学校に周知したいと思います。

高木委員

昔は、留学の制度等がなかったため、ありがたいことだと思います。コロナ禍では、外国に行きたい生徒も行けなかったことと思います。

いろいろな生徒が参加されると思うが、安心して参加できるように、事前のオリエンテーション等は十分に行われるのでしょうか。

また、次回に生かすためにも、事後に、よかったことや辛かったことなどを参加した生徒から聞くことも大事だと思います。

高校教育課長

事前及び事後のオリエンテーションはしっかりと行っていきたいと思います。生徒が安心して参加できるように、しっかりフォローしていきたいと思います。留学支援フェア等の相談会も計画していきたいと思います。

木村委員

私の娘が「トビタテ!留学JAPAN」の計画を立てるところまでいきましたが、コロナ禍のため、行けませんでした。また、外国へ行く機会が再開されたことは、とてもよいことだと思います。

事業の仕組みについて、県からNPOへ委託とありますが、募集要項や審査方法等も含めて委託ということでしょうか。県職員は入らないのでしょうか。

高校教育課長

委託については、現在仕様書を作成しているところであり、今後、細かく決めていく予定であります。

柳委員

世界の中での日本、世界の中での宮崎という視点で、参加する生徒たちにも考えてほしいと思います。体験研修は、全ての学年において募集するという点でよろしいでしょうか。

高校教育課長

今年度に限っては、事業を開始する年であり、体験研修の時期が遅くなるのが考えられますので、欧米・アジアコースは1・2年生のみを対象とする予定です。

次年度以降は、学年関係なく、広く募集していく予定であります。

松山委員

高等特別支援学校整備事業について、就職率の向上に係る成果指標が24.3%から令和11年度に45%へと設定されていますが、この段階で、30.7%という全国平均を超えています。この指標設定の根拠は何でしょうか。

特別支援教育課長

高等特別支援学校に進学した生徒は就職率100%を目指すということにしております。また、従来の特別支援学校高等部においても職業教育の充実を図ることにより、就職率の向上が見込めますので、2人から3人が一般就労すると考えると、高等特別支援学校の就職率100%と特別支援学校高等部の就職率を合わせて、就職率45%という成果指標を設定しております。

教育長

高等特別支援学校には、定員がありますので、定員を基にして成果指標も設定しております。

高木委員

併設校については、共生社会の視点を踏まえて、普通高校との交流をいろいろな場面で図ってほしいと思います。交流について考えていることはありますでしょうか。

特別支援教育課長

高等学校に併設する高等特別支援学校では、例えば、体育祭や文化祭等の行事を一緒に行ったり、産業に関する授業において、参加可

能であれば一緒に参加したりするなどの交流を考えているところであります。

現在、高千穂高校の中にあるしろやま支援学校高千穂校や小林高校に併設している小林こすもす支援学校高等部でも、すでに交流を実践しているところであります。こういった実践をとおして、特別支援学校の生徒と高校の生徒が、互いの人格を認め合うという効果が表れておりますので、これまでの成果を十分に生かしながら、交流を行っていきたいと考えております。

島原委員

高等特別支援学校を設置することで、よりきめ細かい教育を実践できるという一方で、いろいろな特性のある生徒がいる場では、従来の特別支援学校の高等部との間で指導内容に偏りが出してしまうという危険性があるのではないかとということも考えられます。教師の配置やカリキュラム等で考慮していることを教えてください。あわせて、就職率の向上について考えていることがありましたら教えてください。

特別支援教育課長

インクルーシブ教育が大事と言われております。オンラインを使用しながら、高等特別支援学校の生徒と従来の特別支援学校高等部の生徒が合同で授業を行うなど、様々な交流の機会や場を設けていきたいと考えております。また、合同で授業を行うことにより、高等特別支援学校の生徒と特別支援学校高等部の生徒が互いに職業教育を充実させていくということを追及していきたいと考えております。

就職率100%にしていくための工夫については、地域の企業で実習したことを持ち帰り、学校で実習内容を振り返りながら必要な力を身に付け、さらに、身に付けた力を実習の場面で生かすといった、デュアルシステムを実施していきたいと考えております。また、近隣の産業系の高校の職業教育に関するノウハウも生かしていきたいと考えております。

高木委員

高等特別支援学校の整備における、寄宿舎生の安全・安心な生活の保障については、寄宿舎の教師の働き方改革については、どのように考えているのか教えてください。

特別支援教育課

寄宿舎指導員を雇用しており、生徒が放課後、寄宿舎に帰ってきて、翌日登校するまでの安全管理を担当してもらっています。今回、知的障がいのある生徒と視覚障がいのある生徒が寄宿舎に入ることになり、それぞれに必要な支援の内容は異なっていますので、施設整備で安全性を確保できるところはないかという視点にも立って、寄宿舎指導員の働き方改革にもつなげていけるよう検討していきたいと考えております。

柳委員

都城商業高等学校に高等特別支援学校をつくるということであるが、併設することで、交流が図られるだけではなく、都城商業高校にあるICT関係の教育施設を使うなど、既存のものを有効に使うことについてはどのように考えていますか。

特別支援教育課長

併設校の選定については、空き教室の状況だけではなく、高等特別支援学校の生徒も使えるようなインフラ整備も視点の一つとしております。都城商業高校については、コンピュータ等のICT機器も、高等特別支援学校の生徒と一緒に使えるのではないかと考えて選定いたしました。

柳委員

特別支援学校の防災設備について、階段避難車とはどのようなものなのでしょうか。

特別支援教育課

階段避難車は、子どもを乗せられる台が付いており、教師等が押ししたり引っ張ったりすることで、階段を安全に移動できる機械であります。

教育長

事業について、多くの質問をいただきありがとうございます。高校生海外留学支援事業については、宮崎大宮高校が行っていたWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）や宮崎北高校が中心となっていたSSH（スーパーサイエンスハイスクール）の研究等の中で、国外の教育施設とのつながりも生まれましたので、そういった仕組みを受け継ぎながら、更に広げていきたいというコンセプトで始めようとしているものであります。

す。

特別支援学校に関する事業も同様で、高千穂高校の中にあるしろやま支援学校高千穂校と小林高等学校に併設している小林こすもす支援学校高等部の取組を更に充実させていきたいという思いがあります。

これまでの本県の取組や仕組みをさらに充実させるためにも、今回の新たな事業に取り組んでいこうと考えているところであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ その他① 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」の実施方針について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 「ひなたの学び」について

義務教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

高木委員

とても分かりやすいポスターだと思います。何より、保護者にも分かり

やすいものだと思います。今のVTR(義務教育課長からの説明の中で流されたイメージビデオ)は配信されるのでしょうか。

義務教育課長

内容をさらに精査して、内容が伝わるようにした上で配信していきたいと考えております。

島原委員

とても素晴らしい内容だと思います。チャットGPT等も活用されるように言われていますが、何か教えてもらって知識を得るのではなく、自分から求めて、思考力・判断力等を得ていくことは大切であると思います。是非、このキャッチコピーを他の施策ともつなげてほしいと思います。

義務教育課長

大人にとっても学び続けることが大事だと言われております。学びに向かう力・人間性等は、よりよく生きる、豊かに生きるための原動力だと思いますので、全ての学校にも掲示していきたいと考えております。この「ひなたの学び」を推進することが、キャリア教育にもつながっていくのではないかと考えております。

柳委員

とても素晴らしいと思います。VTRは、教職員のイメージアップにもつながると思います。「ひなた」という言葉を使ったことが、宮崎県らしいキャッチコピーになっているなと感じました。

また、幼児期からの学びの継続が大事にされていることもありがたいと思います。

今求められている力が、この短いフレーズで、分かりやすくまとめられており、各課の皆様が検討して生み出した、素晴らしいものだと思います。

義務教育課長

作成にあたっては、こども政策課にもしっかりと思いを伝えながら、このように整理しました。今の学校を取り巻く情報はネガティブなものが多いと感じていましたので、幼少期から高校期まで、人生100年の大きな土台を築く教育の場面では、しっかり根を張れるように、そして、たくましく成長するように、しっかり一人一人に目を当てたいという思いで整理

したところであります。

教育長

他に意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 重要文化財の指定について

文化財課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山委員

所有者が個人ということですが、どのように管理しているのでしょうか。また、見学が可能かということと、重要文化財の指定に当たって、取扱いについてこれまでと変更があるのかということについて教えてください。

文化財課長

見学については、所有者が現在、料亭を営んでいるため、利用した方には部屋等を公開されております。これまでは、第3土曜日のみの営業でしたが、この度、毎週土曜日の営業へ拡大されております。

なお、学校からの見学については、事前に申請があれば対応できるとのことであります。

重要文化財になったことで、所有者の義務としては、適切な管理と可能な限りの公開に努めるということがあります。現状変更を行う場合は、文化庁の許可が必要となってまいります。また、所有者の変更等も届け出が必要となります。修理や防災については、国の補助金を使えることもあります。

教育長

他に意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

教育長

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、7月24日、月曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:03)